

佐賀県少年自然の家指定管理者

共通募集要項

平成 26 年 8 月

佐賀県

目 次

1	指定管理制度導入の目的	1
2	指定管理者を募集する施設について	1
	(1) 施設名称及び所在地等	1
	(2) 概要等	1
	ア 設置目的	1
	イ 管理運営に当たっての基本的な考え方	1
	ウ 施設の概要	1
3	指定管理者の指定・募集等について	2
	(1) 指定期間等について	2
	(2) 指定管理者による管理及び運営について	2
	ア 管理の基準について	2
	イ その他管理に関わること	2
	ウ 業務の範囲・内容	3
	エ 運営組織について	4
	オ 収入及び経費等について	4
	(3) 指定の申請について	5
	ア 応募の形態及び資格等について	5
	イ 申請書類について	6
	ウ 提出方法について	7
	エ 留意事項	7
	(4) 説明会について	8
	(5) 質問の受付及び回答について	8
	(6) 指定管理者の指定について	8
	ア 選定基準について	8
	イ 選定方式等について	8
4	協定について	9
	(1) 協定の締結	9
	(2) 協定の内容	9
	(3) リスク分担の考え方	9
5	その他管理運営に当たっての留意事項	11
	(1) 管理運営の実績等についての評価	11
	(2) 関係法令の遵守	11
	(3) 引継業務	11
	(4) 情報公開	11
	(5) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	11
	(6) 県内雇用及び県内への発注への配慮	12
	(7) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	12
	(8) 課税に関する留意事項	12
	(9) 利用者満足度調査の実施及び結果の共有	12
	(10) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	12
6	問い合わせ先	13

佐賀県少年自然の家指定管理者共通募集要項

1 指定管理制度導入の目的

公の施設の管理主体については、従来、公共的団体等に限られていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設の管理について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

このため、佐賀県（以下「県」という。）では、佐賀県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）3施設の管理運営に当たり、自然の家の魅力をさらに引き出し、青少年の健全育成に役立てることを目的に、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入していますが、この指定管理期間（第3期）が平成27年3月31日をもって終了します。

つきましては、佐賀県少年自然の家設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、県民サービスの向上に資するとともに、当施設の設置目的をより効率的、効果的に達成するため、平成27年4月1日から当施設の管理運営を行っていただける団体等を募集します。

2 指定管理者を募集する施設について

(1) 施設名称及び所在地等

施設名称	所在地	設置年月日
佐賀県北山少年自然の家	佐賀県佐賀市富士町関屋字六反田 514-1	昭和62年4月
佐賀県黒髪少年自然の家	佐賀県武雄市山内町宮野字古場 1888-54	昭和50年4月
佐賀県波戸岬少年自然の家	佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1	平成11年4月

※ 今回も施設ごとに募集します。

(2) 概要等

ア 設置目的

条例第1条において、少年の健全な育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置することと定めています。

イ 管理運営に当たっての基本的な考え方

少年自然の家の管理運営においては、利用者の視点に立って、使いやすく親しみの持てる運営に努め、利用者サービスの向上を図るものとします。

また、自然体験や集団宿泊等の体験活動をとおして、心身ともに健全な少年を育成する施設であるということを踏まえて、県との緊密な連携・協力を図り、経営感覚を取り入れた、効率的で効果的な管理運営業務を行うものとします。

ウ 施設の概要

(詳細は少年自然の家管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）にそれぞれ記載しています。)

施設名称	主な施設・設備
佐賀県北山少年自然の家 http://www.hokuzan-saga.jp/	定員 236人 宿泊室(28室)、研修室(3室)、談話室、視聴覚室、工作室、和研修室、プレイホール、運動広場、キャンプ場、食堂、浴室
佐賀県黒髪少年自然の家 http://www.kurokami-saga.jp/	定員 208人 宿泊室(25室)、研修室(3室)、クラフト室、プレイホール、キャンプ場、浴室、食堂、乾燥室
佐賀県波戸岬少年自然の家 http://www.hadosyou-saga.jp/	定員 300人 宿泊室(26室)、研修室(5室)、オリエンテーション室、交歓ホール、体育館、運動広場、野外炊飯場、営火場、食堂、浴室、乾燥室、洗濯室、会議室

3 指定管理者の指定・募集等について

(1) 指定期間等について

指定期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。

ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、県議会の議決を経て、正式に決定されます。

なお、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県は、少年自然の家の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

また、県は、指定期間中に、少年自然の家施設を廃止し、又は休館する場合などがあり、その場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(2) 指定管理者による管理及び運営について

ア 管理の基準について

適正な管理の観点から、必要不可欠である管理運営の基本的事項は、次のとおりです。

(ア) 休所日

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則（以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、休所日は、指定管理者が必要があると認めた日とします。なお、休所するときは、県と協議することとします。

(イ) 使用者の範囲

指定管理者は、規則第 5 条の規定に基づき、仕様書に定める者に対して、自然の家の使用を許可するものとします。

(ウ) 使用の制限

指定管理者は、規則第 6 条の規定に基づき、仕様書に定める者に対して、自然の家の利用を制限するものとします。なお、規則第 6 条第 1 項第 5 号による場合は、県と協議する必要があります。

(エ) 公平性の確保

規則第 3 条第 2 項に定めるとおり、少年自然の家の管理運営にあたっては、平等な利用を確保してください。

イ その他管理に関わること

(ア) 利用時間

- a 入退所時間
午前 9 時から午後 4 時まで
- b 日帰り利用
午前 9 時から午後 4 時まで
(宿泊者の活動に支障がない範囲において利用することができます。)

(イ) 施設点検日

指定管理者は、県と協議し、施設点検のために利用受入を休止する施設点検日を設定できます。

(ウ) その他

利用者の個人情報の保護など、少年自然の家の管理運営に当たってのその他の留意事項等については、この募集要項に定めるものの他、仕様書や、指定管理者の正式な指定後に締結することとしている少年自然の家管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）、年度ごとに締結する少年自然の家の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）で定めることとなります。

ウ 業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務は、以下のとおりとします。詳細については、仕様書のとおりです。業務範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者へ委託することはできません。清掃、警備といった個々の具体的業務は、県と協議のうえ、専門の業者に委託できるものとし、その際は、当該委託契約の相手方を県内に本店又は主たる事務所を有する者の中から選定するよう努めてください。

(ア) 施設の運営に関する業務

- a 利用団体支援事業
 - ・ 活動プログラム内容の相談
 - ・ 職員の直接指導及び支援
 - ・ 安全管理
 - ・ 多様なニーズに応じた新たなプログラム開発
 - ・ フィールド（自然体験活動等のための設備や周辺環境等）の開発・整備
 - ・ 業務担当者の確保
 - ・ 用具等貸出業務
- b 主催事業
豊かな自然や立地条件を活かし、心身ともに健全な青少年の育成に資する事業
- c 急病・緊急時の対応業務
- d 利用促進
- e 広報、PR
- f 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- g 公衆電話の設置

(イ) 施設の利用に関する業務

- ・ 利用申請の受付、許可、調整
- ・ 利用料金等の徴収
- ・ 食堂の運営及び食事の提供業務

(ウ) 施設の維持及び管理に関する業務

- a 施設の維持・管理業務
 - ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 設備機器管理業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 備品等管理業務
 - ・ 保守警備
 - ・ 外構・植栽管理業務
 - ・ 環境衛生管理業務
 - ・ 廃棄物処理業務
 - ・ 宿泊室等整理整頓・衛生管理業務
- b その他の維持・管理業務
 - ・ 事業計画書及び収支予算書の作成・提出
 - ・ 事業報告書の作成・提出
 - ・ 評価の実施及び結果報告
 - ・ 県が実施する業務への協力
 - ・ 指定期間終了にあたっての引継事務
 - ・ 関係機関との連絡調整業務
 - ・ 監査委員による監査

(エ) 提案型事業

上記（ア）～（ウ）に定める業務以外に、少年自然の家の設置目的に沿った内容について、申請者が独自の発想やノウハウを活用し、事業を企画・立案し提案することができます。なお、提案型事業については次のことに留意してください。

- a 選定委員会による指定管理者候補の選定の際は、提案型事業の内容についても審査の対象となります。
- b 提案型事業に要する経費の財源（県委託料、利用者から徴収する料金、指定管理者の自己財源等）は問いません。
- c 明らかに施設の設置目的に反する事業は提案型事業にはなりません。
- d 提案型事業の実施にあたっては、利用団体支援事業での利用を妨げないよう留意してください。
- e 提案型事業については、その実施に充てる財源が県委託料でない場合であっても、県と指定管理者が締結する協定に「指定管理者が行う業務」として規定するものとします。よって、確実な実施が見込まれることが必要です。
- f 提案型事業の実施にあたって利用者から料金を徴収する場合には、その料金が高額なためにサービスの利用者が県民の一部に限定されることがないように留意してください。
なお、利用者から徴収する料金の金額は、申請時の事業計画に明示するとともに、実施にあたっては県の承認を得なければなりません。
- g 指定管理者に指定された以降に新たに企画・立案し提案した事業についても、施設の設置目的に沿ったもので、利用者サービスを向上させるものとして県が認めたものは、提案型事業と認めます。
- h 施設の設置目的に合致しない事業を実施しようとする場合は、行政財産の目的外使用について県の使用許可を受けなければなりません。この場合、提案型事業とは位置づけられません。

エ 運営組織について

上記のうち、特に、利用団体支援事業や主催事業、提案型事業を適切かつ円滑に実施するため、事務的スタッフの他、社会教育主事の資格若しくは教員の免許状を有する者、又はこれと同等以上の知識、若しくは技能等の能力を有する者を、適正な数だけ配置し、他の職員に対する専門的な指導能力を有する職員が1名以上である必要があります。

なお、施設の責任者として所長を配置するとともに、利用団体の宿泊時には宿直として1名以上の人員を配置するようにしてください。

オ 収入及び経費等について

少年自然の家の管理運営に関する全ての費用は、原則として、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金及びその他の収入並びに県からの指定管理に係る委託料（以下「管理運営委託料」という。）をもって充てるものとします。

（ア）利用料金

利用料金制度とは、利用者が支払う施設利用料を直接自らの収入とすることができる制度です。

管理運営に係る収支については、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

なお、利用料金は、条例第4条第2項の規定に基づき、少年自然の家の施設の維持及び管理に必要な費用を、少年自然の家の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定めます。利用料金を定めるときは、県の承認を得なければなりません。

（イ）管理運営委託料の金額

管理運営委託料の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運營業務を行うに当たって、県が適正であると認める金額の範囲内とし、具体的には、年度協定書で定めるものとします。管理運営委託料の上限額、利用料金等の見込額等については別紙1のとおりです。

実際に支払うこととなる具体的な金額については、指定管理者から提出いただいた事業計画書や収支計画書などの内容を踏まえつつ、県の財政状況なども総合的に考慮しながら、指定管理者と協議・検討のうえ、決定することとなります。

なお、指定管理者の申請に際し、管理運営委託料の上限額を上回る管理運営経費見積（収支計画）で申請された場合は失格となります。

管理運営委託料は、特別な事情がある場合を除き、精算は行いません。

ただし、指定管理期間中に消費税率が変更された場合は、管理運営委託料の契約変更を行います。

(ウ) 管理運営委託料の対象となる経費

管理運営委託料によって充当する経費は、

- ・ 施設維持管理経費
- ・ 人件費
- ・ 事業費

と考えています。

なお、管理運営委託料によって取得した財産のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等は、原則として県に帰属するものとしますが、詳細は指定管理者と協議のうえ、協定書又は年度協定書において定めることとします。

(エ) 管理運営委託料の支払

管理運営委託料については、分割して支払うことを考えています。

(オ) 食事代について

食事代は、指定管理者で定めるものとしますが、事前に県の承認を得なければなりません。

また、食堂は、利用者から徴収した金額で運営してください。(管理運営委託料は、充当できません。)

(カ) その他の収入及び経費について

指定管理者が、上記ウに定める事業を実施することに伴って発生する次のものは、指定管理者の収入とすることができますが、原則として指定管理事業の実施に当てるものとします。

- ・ 主催事業収入 (参加負担金等)
- ・ 飲食事業収入

(3) 指定の申請について

ア 応募の形態及び資格等について

(ア) 応募の形態について

指定の申請は、法人その他の団体、又は複数の法人や団体等により構成される共同事業体として行ってください (法人格の有無は問いません)。個人での応募はできません。

また、共同事業体として応募される場合には、必ず代表者又は代表となる団体等を決定してください。

指定管理候補者の選定後、協定の締結に向けて行うこととなる協議は、候補者の代表者又は代表となる団体等を中心に行います。

ただし、協定締結の際には、共同事業体の全てを一括して協定の相手方とします。このため、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

(イ) 応募資格について

指定の申請書を提出できるのは、上記 (ア) の法人その他の団体等のうち、以下の全てを満たす者としてします。

- 県内に本店又は主たる事務所を有する法人等 (以下「県内団体」という。) であること。
共同事業体として申請する場合も、全構成団体が県内団体であることを条件とします。
- 次のいずれにも該当する者ではないこと。
 - a 代表者 (実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。) に知事又は教育長が就任している者
 - b 県の出資法人又は出えん法人のうち代表者 (実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。) に現職の県職員 (特別職を含む。) が就任している者
 - c 施設の管理運営業務 (指定管理者が行う業務) に関して、県から職員派遣を受ける者
 - d 法律行為を行う能力を有しない者
 - e 破産者で復権を得ていない者
 - f 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者
 - g 団体の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は、(b)及び(c)に掲げる者が、その経営

に実質的に関与している者

- (a) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
- (b) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- h 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者
- i 申請の時点において、本県から入札の参加者資格を取り消されている者
- j 応募締切日（募集期間を延長した場合は、延長後の応募締切日。）以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- k 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税を滞納している者
- l 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員を訪問し、又は電話を掛け、若しくは葉書（電報その他これに類するものを含む。）を出した者（第三者をしてこれらの行為をなさしめた者を含む。）
- m 選定委員会が開催された以降、指定管理者候補が選定されるまでの間に、選定委員会の委員に対して年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出した者
- n 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をした者（第三者をしてこれらの行為をなさしめた者を含む。）
- o 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄付その他特殊の直接利害関係を利用して選定委員会の委員を誘導した者（第三者をして誘導させた者を含む。）
- p 宗教活動又は政治活動を目的とする者

イ 申請書類について

指定管理者の指定を受けようとする者は、下記の書類を提出してください。

なお、提出された資料については、一切返却しません。

- 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 共同事業体協定書兼委任状（様式第2号）（※共同事業体の場合）
- 事業計画書（様式第3号-1、第3号-2）
- 団体等に関する書類
 - ・ 団体の概要（様式第4号）
 - ・ 指定管理者候補の選定にあたっての誓約書（様式第5号）
 - ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
 - ・ 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - ・ 法人にあっては登記簿謄本（3ヶ月以内に取得したもの）、その他の団体等にあっては法人登記簿謄本の記載事項を明らかにする書類（任意様式）
 - ・ 役員の名簿及び履歴書
 - ・ 直近2ヵ年間の
 - 営業（事業）報告書、又はこれに類する書類
 - 損益計算書、又はこれに類する書類
 - 貸借対照表、又はこれに類する書類
- ※ 新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあっては計画書・予算書等これらに類する書類を提出してください。また、設立2年目の団体にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。

- ※ 共同事業体の場合には、構成員全てについて上記書類を添付してください。
- 納税を証明する書類（申請日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・ 都道府県税及び市町村税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類
- ※ 共同体の場合は、構成員全てについて上記書類を添付してください。
- ※ 法人格を有しない団体は、代表者について上記書類を提出してください。
なお、新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあたっては不要です。

ウ 提出方法について

(ア) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県文化・スポーツ部まなび課 生涯学習・体験担当

(イ) 提出期間・方法

平成26年10月3日（金）までに、上記（ア）まで持参又は郵送で提出してください。
郵送の場合には、平成26年10月3日（金）17時必着とします。

(ウ) 提出部数

提出部数は、正1部、副13部（うち1部は、審査事務の都合上、コピーが可能なように製本等しないこと）とします。

エ 留意事項

- 指定申請書の内容は、労働基準法をはじめとする関係法令を遵守してください。
- 指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、
ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- 指定申請書等に用いる言語、通貨、単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限り、
○ 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。
○ 提出された指定申請書は指定管理者の選定以外に原則として使用しません。
○ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
○ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
○ 指定申請書の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
○ 県職員、その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。
なお、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- 共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とする場合もあります。
その際には、変更の旨を佐賀県文化・スポーツ部まなび課（以下「まなび課」という。）まで御連絡ください。
- 構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第7号）を提出してください。（提出先は、ウ（ア）提出先と同じ）
- 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表、その他、県が必要と認める場合には、応募書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- 提出された指定申請書等については、佐賀県個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、選定委員会による指定管理者候補者の選定後、原則として公開します。
- 応募内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている、事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

(4) 説明会について

募集要項及び業務の詳細や施設・設備の状況等に関する説明会を現地で行いますので、応募を予定される団体等は御出席ください（ただし、説明会への出席の有無が指定管理者候補者の選考に影響することはありません）。

ア 北山少年自然の家

- ・ 開催日 : 平成 26 年 9 月 8 日 (月)
- ・ 時間 : 14 時から 15 時 30 分まで (※ 1 時間 30 分程度)
- ・ 場所 : 北山少年自然の家

イ 黒髪少年自然の家

- ・ 開催日 : 平成 26 年 9 月 11 日 (木)
- ・ 時間 : 14 時から 15 時 30 分まで (※ 1 時間 30 分程度)
- ・ 場所 : 黒髪少年自然の家

ウ 波戸岬少年自然の家

- ・ 開催日 : 平成 26 年 9 月 9 日 (火)
- ・ 時間 : 14 時から 15 時 30 分まで (※ 1 時間 30 分程度)
- ・ 場所 : 波戸岬少年自然の家

エ 全施設共通事項

- ・ 参加人数 : 各団体 2 名以内とします。
- ・ 参加申込み : 参加希望者の方は、当該施設説明会の 3 日前の 17 時までに施設説明会参加申込書 (様式第 8 号) に御記入の上、まなび課まで F A X 又は電子メール (下記 6 「問い合わせ先」参照) でお申し込みください。

なお、当日は、募集要項等の資料は配付しませんので、佐賀県のホームページ等から必要資料を印刷のうえ、御持参ください。

※ 説明会後の施設見学を希望される方は、まなび課へ御連絡ください。

(5) 質問の受付及び回答について

指定管理者の指定の申請に関して質問がある場合は、質問票 (様式第 9 号) により、平成 26 年 9 月 26 日 (金) まで、F A X 又は電子メール (下記 6 「問い合わせ先」参照) で受け付けます。

なお、質問に対する回答は、質問者に対して F A X 又は電子メールで回答するとともに、応募者間の公平を期すため、県ホームページに随時、掲載して行います。

ただし、特定の事業が「提案型事業」に該当するか否かに関する質問及び回答は公開しません。

(6) 指定管理者の指定について

ア 選定基準について

規則第 3 条の規定に基づき、指定管理者の候補者を別紙 2 の選定基準により総合的に評価して選定し、県議会の議決を経て指定管理者として指定します。

なお、指定申請以降、別紙 2 の選定基準を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。

イ 選定方式等について

(ア) 選定方法

選定にあたっては、外部委員で構成する「指定管理者候補選定委員会」(この要項において「選定委員会」という。)において、申請者によるプレゼンテーションや指定申請書等により、選定基準に基づいて申請者ごとに評価を行います。

評価の最も高い申請者から順に、第 1 順位者から最多で第 3 順位者までを決定し、第 1 順位者となった者を指定管理者の候補として知事へ報告します。知事は、この報告を受けて候補者を選定し、県議会に提案します。

なお、申請者の評価は、指定管理者選定基準 (別紙 2) に基づく委員の採点等により行います。

※ プレゼンテーションの日時、場所、出席人数等については、後日、申請者に連絡します。

※ 審査基準における最低基準に達しなかった申請者には、選定委員会の評価順位に関わらず順位者（候補者）としての地位は与えられません。

【最低基準】

- 審査基準表の最下位の審査項目における最も高い点数をつけた委員の点数（最高点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか1人の委員の点数）及び最も低い点数をつけた委員の点数（最低点をつけた委員が複数いる場合は、いずれか1人の委員の点数）を除く委員の点数を合計して算出した、
 - a 審査項目（「管理経費の縮減」の審査項目を除く。）ごとの得点が、審査項目ごとの満点の5割に達していること。
 - b 審査項目（「管理経費の縮減」の審査項目を除く。）ごとの得点を合算した全体の合計得点が満点の6割に達していること
- 「平等な利用の確保」「人的能力（職員体制等）」「経理的基盤」に関する審査項目に係る適否について、選定委員が「適」と評価していること。

（イ）選定事務の所管

選定事務については、まなび課が行います。

（ウ）選定結果

選定委員会における選定結果の公表は、知事による指定管理者候補者の決定後（指定議案の発表日）、県ホームページに掲載します。

申請者に対しては、指定管理者の決定後（指定議案の議決後）、順位及び得点（審査項目ごとの得点及び全体の合計点）を文書で通知します。

4 協定について

（1）協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定がなされた後、県と指定管理者は、協議の上、管理運営に関する協定を締結します。

（2）協定の内容

- 管理運営の基本方針
- 指定管理者が行う業務の内容について
- 指定管理期間について
- 指定管理者の県条例等の遵守義務について
- 施設の改修、備品等の整備について
- 利益の取扱いについて
- 再委託の取扱いについて
- 施設の利用許可について
- 管理運営費（委託料）の金額及び支払等について
- 事業計画書の作成、提出について
- 事業報告書の作成、提出及びその他の実績評価等について
- 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備・保管について
- 職務上知り得た事項の守秘義務について
- 情報公開について
- 個人情報の保護について
- 変更の届出について（定款、事務所の所在地、代表者の氏名等）
- 損害賠償の義務及びその他のリスク分担について
- 指定管理者の指定取消及び管理業務の停止等について
- 事故・災害等の緊急時における対応について
- 協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合の対応について
- その他県が必要と認める事項について

（3）リスク分担の考え方

協定締結に当たり、県が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責

事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

リスク分担に対する基本的考え方

種類	リスクの内容	責任区分	
		佐賀県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の教育委員会又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（県が取得すべきもの）	○	
	上記以外の場合		○
資金調達	委託料（県→指定管理者）の支払い遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備・物品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合で補修にかかる費用が1件当たり50万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じた者で相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じた者で相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
施設の利用不能等に	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

よる収入の減少	上記以外の場合（ただし、委託料を減額する 場合がある）	○	
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者 に損害を与えた場合（不適切な施設管理による 利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住 民等に損害を与えた場合（不適切な施設管理に よる騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中 途における業務を廃止した場合における事業者 の撤収費用		○

5 その他管理運営に当たっての留意事項

(1) 管理運営の実績等についての評価

指定管理者は、県に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出する必要があります。提出を要する資料や時期等については、協定書及び仕様書に定めるものの他、必要に応じて県と指定管理者が協議のうえ、決定することとします。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、県は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがあります。

(2) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- 佐賀県少年自然の家設置条例、同条例施行規則
- 個人情報の保護に関する法律、佐賀県個人情報保護条例
- 地方自治法（第 244 条、第 244 条の 2）
- 労働基準法、労働安全衛生法
- その他関連する法令がある場合は、それらを遵守することとします。

(3) 引継業務

指定管理者は、指定時、及び指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(4) 情報公開

指定管理者は、県が設置する公の施設の管理について、県から権限の委任を受けて代行する者であることから、公平性及び透明性が求められるものであり、佐賀県情報公開条例(昭和 62 年佐賀県条例第 17 号)第 25 条第 1 項においても、自らその管理に係る情報の公開に努めるものとされています。

具体的には、指定管理者は、施設の管理に係る情報の公開について、協定書において必要な規程を定めることとし、当該規程に基づいて、情報の公開を実施することとします。

(5) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、佐賀県個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、協定書において「個人情報保護の取扱い」として県が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後であっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

また、これらに違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用されます。

このため、指定管理者は施設の管理運営を行うに当たって、個人情報の保護及び情報セキュリティに配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など、適切な対応を行うようにしてください。

(6) 県内雇用及び県内への発注への配慮

指定管理者が行う管理運営に当たって、特別な理由がある場合を除き、できるだけ県内に居住する者の雇用に努めていただくとともに、委託業務の発注や物品の調達等についても、県内に本店又は主たる事務所有する事業者の中から選定するよう努めてください。

また、この点は別途、方針・対応策などを申請書で提案してください。

(7) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下の通り義務を負うこととします。

- 指定管理者の責に帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償すること。
- 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を県へ報告すること。
- 委託料には損害賠償保険料が含まれており、損害賠償責任保険等に加入すること。

(8) 課税に関する留意事項

当該施設の管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。

また、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

なお、県が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となります。

(9) 利用者満足度調査の実施及び結果の共有

利用者満足度調査は、指定管理者によるサービスが適切に提供されているかを把握し、更なるサービス向上に向けた改善等の参考とするために実施します。

利用者満足度調査の結果は、県及び指定管理者で共有し、更なるサービス向上に向けた改善の参考等として活用します。

また、調査結果は、年度終了後に県が実施する指定管理者に対する管理運営状況等の評価の審査項目としても活用するため、回収した調査票は県が保管します。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となり、県が指定の取消を行った場合には、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとします。

イ 県の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定期間中に当該施設を廃止、又は休所する場合など県の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

この場合、県はあらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

指定の取消又は停止により指定管理者に損害が発生したときは、その損害を賠償します。県が損害を賠償する額は、県と指定管理者が協議して定めます。

県が、指定の取消又は停止を命令した場合、指定管理者は県に管理運営委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

ウ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時には、

それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。
なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継などの必要な対応を行うものとします。

エ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者と、指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

6 問い合わせ先

上記の他、本件に関する質問等がある場合には、以下までお問い合わせください。

- 佐賀県文化・スポーツ部まなび課 生涯学習・体験担当
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
電話：0952-25-7313 FAX：0952-25-7406
メールアドレス：manabi@pref.saga.lg.jp